

〔別紙1〕

## 鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業交付金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出（講習を受講する日から原則30日前まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

### 3. 事業開始

※この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：対象資格に係る試験を受験すること

※この補助金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

※上記「5. 実績報告書」の内容を審査し、内容が適正であれば、「額の確定通知」を送付します。その際に「口座振込依頼書」を同封しますので、依頼書に振込先の情報等の記載と代表者印を押印の上、担当へ提出してください。

資料提出・問い合わせ先

県土整備部・県土総務課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7793 kensosoumu@pref.tottori.lg.jp